

平成28年(ワ)第2407号

自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件

原 告 平 和 子

被 告 国

## 準 備 書 面 (12)

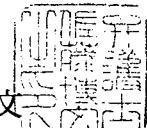
### - 国連地位協定と派遣自衛隊への適用 -

2018(平成30)年5月23日

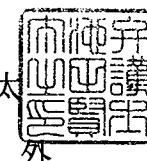
札幌地方裁判所 民事第1部合議係B 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 博文



弁護士 池田 賢太



## 目 次

第1 本書面の目的 ······	3
第2 國際人道法・交戦法規・地位協定に関する概説 ······	3
1 國際人道法 ······	3
2 國際交戦法規=害敵手段の法的規制 ······	4
3 地位協定 ······	4
4 南スーダン派遣自衛隊に対する適用上の疑問 ······	5
第3 南スーダンPKO派遣自衛隊員の法的地位 ······	6
1 自衛隊のPKO派遣とUNMIS地位協定 ······	6
2 國際人道法遵守を明記したPKO地位協定 ······	6
3 「紛争当事者」=交戦主体は誰なのか ······	8
4 「言葉の言い換え」でごまかしてきた日本政府 ······	9
① 「指図」は受けるが「指揮」下には入らない ······	9
② 自衛隊が参加しているのは「PKO」であり「PDK」ではない ······	10
③ 自衛隊は「武器の使用」はしても「武力行使」はしない ······	11
④ 相手が「国または國に準ずる組織」でなければ「武力行使」にならない ······	11
5 軍事的過失を裁くことができなければ外交問題に ······	12
6 國際人道法違反を国内法廷で裁く法制度を確立していない國はPKOに参加する資格がない ······	14
第4 国連PKOと改正PKO協力法との矛盾 ······	14
1 国連PKOの現場に「駆けつけ警護」なる用語は存在しない ······	14
2 駆けつけ警護を現地邦人の保護のために行うことなどありえない ······	15
3 勝手に部隊を動かし邦人輸送中に戦闘に巻き込まれたらどうなるか ······	16
4 勝手に部隊を動かし邦人を輸送していいか ······	17
第5 結論 ······	17

## 第1 本書面の目的

本書面は、南スーダンに派遣された自衛隊・自衛隊員が置かれていた国際法上の地位を解明し、それに対する日本政府の「言葉の言い換え」や「ごまかし」を明らかにし、原告が主張した「国連PKOの本質と変遷、特に武力行使の原則をめぐって」（準備書面8）及び「PKO協力法及び改正PKO協力法の違憲性」（準備書面11）を、より具体的に理解してもらうことを目的とするものである。

併せて、そのことを通じて、南スーダンに派遣された自衛隊員や家族、あるいは派遣される可能性のある全ての自衛隊員や家族らが、いかに法的に無権利で危険な立場に置かれていたか、その不安と精神的苦痛の根柢を明らかにするものである。

## 第2 國際人道法・交戦法規・地位協定に関する概説

### 1 國際人道法

戦争法の規制には、大別して、保護対象たる人間の側の法規範と、使用する武力の側からの法規範の2つがある。

前者は、戦争犠牲者の保護を目的としており、1864年の第1回赤十字条約以来、数次の改定を経て、1949年ジュネーブ4条約へと発展し、さらに1977年の追加議定書（第1、第2）によっていっそう完備された。

- ・ 第1条約（敵地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約）
- ・ 第2条約（海上にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約）
- ・ 第3条約（捕虜の待遇に関する条約）
- ・ 第4条約（戦時における文民の保護に関する条約）
- ・ 第1追加議定書（国際紛争に関するもの）
- ・ 第2追加議定書（非国際紛争に関するもの）

これらの条約は、作成されることの多かった地名から、ジュネーブ法と呼び

ならわされ、今日の武力紛争法体系の基幹条約となっている。

1977年追加議定書の起草過程で「国際人道法」の名が初めて公式に用いられ、以後、一般化したものである。

## 2 國際交戦法規＝害敵手段の法的規制

使用する武力の側からの法規範、すなわち戦闘手段や戦闘方法を一般的に規制する国際法の規則としては、1899年、1907年のハーグ平和会議で採択された諸条約が存在した。これらの諸条約は、18世紀から19世紀にかけて慣習法として発展してきた法を法典化したものであった。

しかし、20世紀の驚異的な兵器体系の発展と戦争方法の変化に適合しなくなった。そのため、1977年ジュネーブ条約第1議定書は、戦闘員と文民を区別して敵戦力への攻撃を軍事目標に限定する軍事目標主義を明確にした。また、不必要的苦痛（＝軍事的効果を超えたと精神的肉体的苦痛）を与える事を禁止する原則も定められた。

## 3 地位協定

(1) 地位協定とは、他国領域における軍隊の地位について合意した国際条約である。受入国にすると、派遣軍隊に対して治外法権（派遣国の軍事的命令権の行使）を認め、便宜を与えることである。

歴史的にみると、第2次大戦後の冷戦構造の下で、同盟国に他国の軍隊が駐留するようになり、国際上の重要性を増してきたという経緯がある。その内容は様々であるが、刑事裁判権についてはNATO方式が一般化していると言われている（本書で内容には立ち入らない）。

(2) 日本が締結している地位協定は2つあり、日本が他国軍隊の駐留と活動を認めるものとして「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位

に関する協定」があり、他国における自衛隊の駐留と活動が認められたものとして「ジプチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジプチ共和国政府との間の交換公文」がある。

- (3) 南スーダンに派遣された自衛隊について、日本政府が南スーダン政府との間で地位協定を結んではいない。南スーダン政府との間で地位協定を結んでいるのは、国連PKO南スーダン派遣団(UNMISS)であり、日本はその派遣団の一員として駐留し、活動している。

本書面では、ここに焦点を当てた主張をする。

#### 4 南スーダン派遣自衛隊に対する適用上の疑問

前記1ないし3を前提にすると、自衛隊の国連PKO派遣に対して、自ずと次の様な疑問が沸いてくる。

- PKO派遣5原則は、自衛隊の武力行使を否定している。そもそも自衛隊は「戦力」=軍隊でない。そうであれば、自衛隊には、そもそも「戦争ルール」である国際人道法・国際交戦法規の適用はないのではないか。南スーダン派遣自衛隊に適用されるとするならばその仕組みは何か。
- 国連は、UNMISSに国連憲章第7章の軍事的任務を与え、国際人道法の適用を認めている。自衛隊がかようなUNMISSに参加することは、敵対する側から見れば、UNMISSに参加した他国軍隊と同じになるのではないか。
- 自衛隊の地位が、国連と南スーダン政府が締結した地位協定に基づいているのであれば、自衛隊はUNMISSの命令の下に活動しなければならず、UNMISSと関係なく日本独自の判断で動くこと（例えば、現地邦人の救出、5原則が崩れたとして撤退）は許されないのでないか。
- 以上の結果、例えば、自衛隊員が誤って現地人を殺傷したり、捕まったりした場合、どうなるのか。

本書面は、こういった疑問に対して具体的に論ずるものである。

### **第3 南スーダンPKO派遣自衛隊員の法的地位**

#### **1 自衛隊のPKO派遣とUNMIS地位協定**

日本は1992年にカンボジアのPKOに初めて自衛隊を派遣して以降、モザンビーク(1993年~)、ゴラン高原(1996年~)、東ティモール(1999年~)、スーダン(2008年~)、ハイチ(2010年~)、南スーダン(2011年~)など計14の国連PKOに参加してきた。

部隊としては、主に施設部隊と輸送部隊を派遣し、後方支援活動を担ってきた。他に、司令部要員、停戦監視要員、選挙監視要員なども送ってきた。これまでにPKOに派遣した自衛隊員は、延べ1万人を超えている。

この国連PKOで活動する要員の法的地位を定めているのは、国連地位協定(以下、「PKO地位協定」)であり、各国部隊を統括する国連がPKOの受入国と締結するものである。

国連憲章105条は、一般的に国連の要員は「自己の任務を独立に遂行するために必要な特権及び免除を享有する」と定めており、それについて、具体的に決めているのがPKO地位協定である。

#### **2 國際人道法遵守を明記したPKO地位協定**

##### **(1) PKO地位協定の内容**

PKO地位協定の内容は、日米地位協定と同じように、刑事・民事の裁判管轄権、武器の携行・使用、税金・関税、出入国手続き、自動車免許・車両登録、通信、現地人の雇用など多岐にわたっている。

PKO地位協定では、刑事裁判権については、公務中・公務外にかかわらず、PKO要員には完全な免責特権が与えられる。これは、国連職員に対して外交官と同じような外交特権を認める「国連特権・免除条約」(1946年)にならったものである。

国連は、1997年から、以下の条項を盛り込むようになった。南スーダンPKO(UNMIS)の地位協定にも、この条項が入っている。

### ●UNMIS地位協定第6条1項

国連は、国連南スーダン派遣団(UNMIS)の軍事要員の行動に適用される国際条約の原則および規則を完全に遵守して、南スーダンにおける作戦を遂行することとする。これらの国際条約には、1949年採択のジュネーブ諸条約と1977年採択の同条約追加議定書そして1954年採択のユネスコ・武力紛争の際の文化財の保護に関する条約が含まれる。

#### (2) PKO部隊に「戦争ルール」を完全適用

上記条項は、国連PKO部隊が「武力紛争の当事者」になる可能性を認めたことを意味する。

かかる経緯については、原告の「準備書面(8)－PKOの本質と変遷、特に武力行使原則をめぐって－」で詳述した（なお、甲A32／松葉直美「国連平和維持活動(PKO)の発展と武力行使をめぐる原則の変化」も参照）。

転機となったのが、ルワンダ大虐殺であり、ここから生まれたのが、「保護する責任」という考え方である。「ある国家が人々を保護する責任を果たせない場合は、国際社会が代わってその責任を果たさなければならない」とする。ルワンダ大虐殺の時のように停戦が破られたから撤収するのではなく、住民を攻撃する勢力がいた場合は、PKO部隊が武力を行使してでもそれを排除し、住民を保護するべきだと。つまり、住民が攻撃されている時に「中立」であってはならず、PKO部隊自身が「武力紛争の当事者」になってでも住民を守ることを国連が決意したのである。

その後さらに、1999年には、国連事務総長が、国連部隊に適用される国際人道法の基本原則および規則に関する告示を出し、これにより、平和維

持活動を行うPKO要員も、戦闘員として武力紛争に関与し、武力行使する場合（自衛目的でも）には国際人道法が適用されることが、国連の一般原則となつた。

### (3) 国際人道法の適用とPKO参加五原則との矛盾

このPKOの性格の変化は、日本にとって非常に大きな意味を持っていた。なぜなら、日本は憲法9条で、国際紛争における武力の行使を禁じているからである。矛盾は明らかである。

南スーダンのPKOも、2013年12月に内戦が勃発しても撤収せず、最優先の任務をそれまでの「国づくり支援」から「文民保護」に変更し、兵力も増強して活力を継続した。

2015年8月に大統領と反政府勢力のトップである前副大統領との間で和平合意が結ばれ、いったんは両者による暫定統一政府が発足したが、2016年7月に戦闘が再燃し、国連安理会は、さらに400人規模の「地域防護部隊」の増派を決めた。

この「地域防護部隊」には、国連要員や民間人、空港などの重要施設を守るために「必要なあらゆる措置」をとる権限が付与され、国連要員や住民への攻撃が準備されているとの信頼できる情報がある場合は「先制攻撃」さえも認められている。

## 3 「紛争当事者」=交戦主体は誰なのか

PKOの中の一部の部隊が武装勢力との交戦状態に入った場合、その部隊だけが法的な意味での「紛争当事者」、つまり交戦主体になるのか、あるいはPKO部隊全体がそうなるのか。

この点では、実際に交戦しているのが一部の部隊であっても、PKO司令部の統一した指揮の下で作戦を遂行しているので、PKO部隊全体が紛争の当事

者つまり交戦主体になると解される。

すなわち、「敵」である民兵たちにとっては、同じブルーヘルメットをかぶり、国連PKO司令部の指揮下にあることを示す国連章を右上腕に付けていれば、どこの国の部隊か区別する国際人道法上の義務はない。つまり、多国籍の全部隊が紛争当事者として「一体化」するのである。

「地域防護部隊」のある南スーザンでも、これはまったく同じである。たとえ自衛隊だけヘルメットに「日の丸」を付け、「9（憲法第九条の9）」と書いていても、「敵」にそれを識別する義務はない。識別義務があり、攻撃すると国際人道法違反になるのは赤十字のマークだけである。

#### 4 「言葉の言い換え」でごまかしてきた日本政府

国連がPKOは交戦主体になることから逃げてはならないと言っている時に、交戦主体になることが憲法で禁じられている自衛隊がPKOに参加することは、明らかに矛盾である。この矛盾を覆い隠すために日本政府がやってきたことは、以下のような「言葉の言い換え」である。

##### ① 「指図」は受けるが「指揮」下には入らない

政府は、自衛隊は国連（PKO司令官）の「指図」は受けるが、「指揮」下には入らないと説明する。国連には各国部隊に対する作戦統制権はあるが、強制力を担保する命令不服従に対する懲戒権などがないので「指揮」ではない、指揮権はあくまで日本政府にあるというのである。

しかし、「指図」も「指揮」も、英語で「command（コマンド）」である。

PKO司令部は、PKO地位協定を担保に、各国部隊に対して「特権をやるから言うことを聞け」と指揮権行使する。そして、その特権が引き起こす軍事的過失の説明責任を受入国に負うのは、国連である。

自衛隊も例外ではない。作戦上の指揮権を握るのは、あくまで国連の統一コマンドであり、自衛隊が行う「武器の使用」や「駆けつけ警護」「宿営地

の共同防護」も、そのコマンド下にある。

- ② 自衛隊が参加しているのは「PKO」であり「PFK」ではない  
政府は、自衛隊が参加しているのは、施設整備が任務の「PKO」であり  
「PFK（平和維持軍）」ではないと説明する。

しかし、これはPKOの実態をごまかすものである。1つのPKOを、現場では「ミッション」と呼ぶが、PKOミッションは、軍事部門であるPKFを中心に、大きく分けて四つの部門から成り立っている。

- ① PKF（国連平和維持軍 Peacekeeping Force）
- ② 国連軍事監視団
- ③ 国連文民業
- ④ 民生部門

PKFは、文字通り「部隊」である。主体は、戦闘を任務とする歩兵部隊で、装甲車や戦車の機甲部隊がつくこともある。加えて、どんなPKOミッションにも必ずあるのが工兵部隊であり、こちらは軍事作戦に必須の戦略道路網、通信等のインフラの構築やその維持が任務となる。

歴代の自衛隊の施設部隊は、いずれも①のPKFの工兵部隊として派遣されており、②③④の派遣ではない。

同じPKOミッションの中でも、①のPKFと、②③④には決定的な違いがあり、前者は「国」、後者は「個人」となっている。④の民生部門は当然だが、現役の軍人・警察官で構成される国連軍事監視団と国連文民警察も「国連職員」=個人として扱われる。つまり、個人として国連のペイロール（給与簿）に載り、給料が支払われるのである。

これに対してPKFは、「部隊」としての参加である。国連は各国部隊の派遣人員に応じて「償還金」を支払うが、支払う先は個人ではなく各派遣国である。発展途上国にとって、PKFは重要な外貨稼ぎの財源となっており、日本政府にもこの「国連償還金」が支払われてきた。PKFではなく

PKOだというのは、自衛隊の活動が憲法違反になるのを回避するための「言葉遊び」にすぎない。

③ **自衛隊は「武器の使用」はしても「武力行使」はしない**

自衛隊は「武器の使用」はしても「武力行使」はしないと説明する。

日本のPKO法は、自衛隊員の危害射撃(相手の殺傷を目的とした射撃)を正当防衛・緊急避難の場合に限定している。そして、自分や自分の管理下に入る者の生命や身体を守るために武器を使うことは「自己保存のための自然権的権利」であり、憲法九条が禁ずる「武力行使」には当たらないという。

この場合、武器使用を行うのはあくまで「自衛官個人」であり、いわゆる「警察比例の原則」に基づき必要最小限の射撃しかできない。軍隊の武力行使は、兵士個人ではなく部隊行動として行われ、敵の無力化・殲滅を目的とする。だから、自衛隊の「武器の使用」は「武力行使」とは異なる。

しかし、実際に銃撃戦が始まってしまえば、「警察比例の原則」とか、どこまでが正当防衛・緊急避難かなど、考えるひまなどない。そもそも、派遣自衛隊員が持っているのは大量の小銃であり（その殺傷力は「原告準備書面6－現代の戦闘と兵士の命（救命）」参照）、それ自体個人が行使する「正当防衛・緊急避難」の範疇を超えている。ましてや機関銃まで持って行っているのであるから、「言葉遊び」も過ぎると言わざるをえない。

④ **相手が「国または国に準ずる組織」でなければ「武力行使」にならない**

政府は、仮に正当防衛・緊急避難を超える武器の使用を行ったとしても、「国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為」でなければ、憲法が禁ずる「武力行使」にはならないとも説明する。そして、「国際的な武力紛争」とは「国家又は国家に準ずる組織の間において生ずる武力を用いた争い」だと定義している。つまり、相手が「国または国に準ずる組織」でなければ、どんなに武器を使っても「武力行使」にはならないというのである。

そのうえで政府は、南スーダンの反政府勢力は「国に準ずる組織」ではな

いとする。だから、事実上の内戦状態にあり、国連は国際人道法が適用される武力紛争と認定しているにもかかわらず、日本政府は「南スーザンで武力紛争が発生したとは考えていない」と言い続けてきた。

この結果、マシャール派が「国に準ずる組織」ではないとする、自衛隊がマシャール派とどんなに激しい銃撃戦を行っても、憲法が禁ずる「武力行使」にはならない、「武力紛争」にならなければ国際人道法も適用されないとということになる。

これらは憲法との整合性をとるために日本政府が考え出した「言葉遊び」にすぎず、国際的にはまったく通用しない論理である。

自衛隊員に対しては、国際法上の「戦闘行為」なのに、「戦闘行為ではない」と言って従事させるものである。

## 5 軍事的過失を裁くことができなければ外交問題に

### (1) 国際人道法における軍事目標主義の原則

もし自衛隊員が戦闘に巻き込まれ、正当防衛を超えて過剰に反撃し、周囲にいた民間人も巻き添えにして殺害してしまった場合、どうなるか。

国際人道法では、軍事行動は軍事目標のみを対象にし、民間人を標的にしたり、無差別な攻撃を行うことを禁止している。これに基づき、1999年の国連事務総長告示でも、PKO部隊の武器使用に関して次のように定めている。

### ● 国連事務総長告示「国連部隊による国際人道法の遵守」第5条一般市民の保護

国連部隊は何時においても、一般市民と戦闘員および、民間施設と軍事目標とを明確に識別するものとする。軍事作戦は、戦闘員と軍事目標のみを対象にするものとする。

一般市民あるいは民間施設に対する攻撃は禁止される。

(中略)

国連部隊は軍事目標と一般市民を無差別に攻撃する可能性が高い性質の作戦、および、一般市民の巻添えによる死亡、あるいは、期待される具体的かつ直接的な軍事的效果に比して過大な民間施設への損害をもたらしうると見られる作戦の遂行を禁じられる。(国連広報センター訳)

## (2) P K O の軍事要員が軍事目標主義に反した場合の責任

自衛隊員が、このルールを破って軍事目標を明確に識別せずに一般市民を殺傷してしまった場合、どうなるか。

ア P K O 要員は P K O 地位協定によって受入国（南スーダン政府）の刑事裁判権から完全に免責されるので受入国の刑法が適用されることはない。

しかし、ルールを破って一般市民を殺傷した P K O 要員が無罪放免になれば、受入国の国民は納得しない。そのことで、現地住民の感情が悪化すれば、ミッション全体の任務の遂行にも悪影響を及ぼすことになる。

イ そこで、国連は、P K O 要員が犯罪を犯したり国際人道法違反の行為をした場合は、その要員の派遣国が自国の法律に基づいて処罰することを求めている。1999年の国連事務総長告示でも、「国際人道法に違反した場合、国連部隊の軍事要員は、それぞれの国内裁判所で起訴の対象となる」(第4条)と定めている。具体的には、各国の軍法会議で裁かれることになる。

ウ しかし、自衛隊には軍法も軍法会議も存在しない。

日本の刑法で国外犯規定のある殺人罪の場合は、日本国内の裁判にかけすることは可能だが、業務上過失致死罪の場合は、日本の刑法は適用されない。懲戒など自衛隊内の行政処分で対応するしかない。これでは、外交問題に発展しかねない。

## 6 國際人道法違反を国内法廷で裁く法制度を確立していない国はPKOに参加する資格がない

たとえば、沖縄で米軍基地を警備する米兵が一般市民に誤って発砲し、殺してしまったとする。事件は「公務中」に起きたので、日米地位協定ではアメリカ側に第一次裁判権があり、日本側では米兵を裁判にかけることはできない。その代わり、アメリカの軍法会議で裁かれるが、もしこれが、アメリカには軍法がなくて裁けません、と言われたらどうなるか。

こうした日本とアメリカの関係を考えれば、軍法がない状態で海外に軍事組織を派遣することがいかに無責任なことなのか想像できる。

日本はこれまで、日米地位協定によって「被害」を受ける側だったが、自衛隊が国連PKOで海外に出ていくようになった今、「加害」の側になる可能性がある。しかも、外交問題に発展した時、それは受入国と日本との二国間の問題にとどまらず、PKOミッション全体に深刻な影響を与える。

PKO部隊が文民保護のために「紛争当事者」になるかもしれない時代に、国際人道法違反を国内法廷で裁く法制度を確立していない国は、そもそもPKOに参加する資格はない。南スーダン派遣は、まさにそうである。

## 第4 国連PKOと改正PKO協力法との矛盾

### 1 国連PKOの現場に「駆けつけ警護」なる用語は存在しない

そもそも、国連PKOの現場に「駆けつけ警護」なる用語は存在せず、あるのは Protection である。これは、駆けつけようと、駆けつけまいと、PKOで活動する国連職員、ユニセフ等の国連関連団体、NGO等の人道援助団体関係者を、武力を使って保護する、ということである。

そして、この任務は、一義的には国連文民警察、特に Force Police Unit という警察機動部隊の仕事で、PKO部隊であれば典型的な歩兵部隊もしくは特

殊部隊の仕事である。自衛隊のような専門外の施設部隊に通常任務としてそれをやらせることは、ありえないことである。

なぜならば、専門外の部隊を送って、そこで何かあった場合、地位協定上の責任は国連PKO司令部が負わなければならないからである。しかも、自衛隊には、国際人道法違反という「軍事的過失」を裁く軍法も軍事法廷もない所以あるから、そのような部隊に、PKO部隊の司令部が戦闘になることが想定される任務を与えることは考えられないからである。

## 2 駆けつけ警護を現地邦人の保護のために行うことなどありえない

(1) 政府は、駆けつけ警護を、あたかも現地にいる邦人の保護のために行うものであるかのように説明する。

しかし、これはPKOの現場ではありえないことである。自衛隊だから日本人を助けるというような同国人優先を国連は認めておらず、国籍でトリアージ(選別)することは、国連ではタブーである。

加えて、世界で日本人の人道援助要員が働いているところは、自衛隊が派遣されていない国が圧倒的に多く、南スーダン国内でも自衛隊がとても行けない危険な場所で働いている。首都ジュバで日本の自衛隊が日本人優先を言い出したら、それよりも圧倒的に多い自衛隊がいない地域で働く日本人が差別される理由を作ることになる。

(2) 安倍首相は、2016年7月にジュバで大規模戦闘が起こった時、まだ新任務が付与されていなかったので、当時ジュバ市内にいたJICA関係者を自衛隊が空港まで輸送することができなかつた、だから、同じような事態が起きた時に邦人を助けることができるよう新任務を付与したと説明した。

しかし、これは、事実でない。当時ジュバに滞在していたJICAの職員47人は、7月13日に、JICAが手配したチャーター機でジュバ国際空港からケニアのナイロビ国際空港に退避した。その際、JICAは、職員ら

が住む場所から空港までの輸送を自衛隊に要請した。

しかし、結果的にその輸送は実現せず、JICAと日本大使館の3台の防弾車を使って空港までの約1キロを6往復して移動した。北岡伸一JICA理事長は、「ジュバの自衛隊はUNMISの傘下にあり、国連の許可なく勝手に動けない。そのためにUNMIS傘下ではない別の兵員を送るということになれば、別途1万1000キロ離れた日本から兵員を派遣しなければならない。」（「読売新聞」2016年7月31日）と述べている。

すなわち、自衛隊による陸上輸送が実現しなかった理由は、駆けつけ警護の新任務が付与されていなかったからではなく、UNMIS司令部のゴーサインが得られなかつたからである。前述した通り、PKO部隊の作戦統制権は国連が持つており、派遣国はたとえ「1キロ」であっても自国の部隊を勝手に動かせないからである。

### 3 勝手に部隊を動かし邦人輸送中に戦闘に巻き込まれたらどうなるか

勝手に部隊を動かして、邦人の輸送中に戦闘に巻き込まれてしまった場合にはどうなるか。例えば、輸送中に攻撃を受けたので、自衛隊が反撃し、銃撃戦の中で誤って周囲にいた民間人を殺してしまったとする。

これがPKOの任務であれば、PKO地位協定が適用されて、南スーダンの刑事裁判権からは免責される。しかし、UNMIS司令部の命令に逆らって勝手に部隊を動かし、その過程で起こした事件となれば、南スーダンの当局に拘束されても文句は言えない。自衛隊の方が、最初に地位協定違反を犯しているからである。

前述したジュバの戦闘の時、アメリカは同国民の保護のため約50人の米兵をジュバに派遣したが、これはUNMISとは関係ない部隊である。その際、南スーダン政府との間で、米兵の法的地位について別途合意を結んでいる。これが国際標準なのである。日本は、国連の指揮下で行うPKO活動と、日本が

単独で行う「邦人保護」の活動をごちゃまぜにし、国民に対して正しい情報が提供されていない。

#### 4 勝手に部隊を動かし邦人を輸送していいか

政府は、現地にいる日本人が危険に晒されているのに、近くにいる自衛隊が助ける能力があるにもかかわらず何もしないというわけにはいかない、やるのであれば、必要な権限をきちんと付与し、事前に十分な訓練を行った上でやつた方がいいと説明する。

しかし、前述したように、各国部隊はPKO司令部の命令によって動くのであり、自衛隊が主観的な判断で「駆け付ける」などの勝手なことは、軍事組織として許されるわけがない。くり返しになるが、地位協定上の責任は国連が負っているのであり、自国軍事組織の運用論と混同してはならない。

### 第5 結論

以上のとおり、自衛隊の国連PKO派遣は、国内法的には憲法9条に反した「武力行使」であり、国際法的には国際人道法や国際交戦法規の適用を曖昧にした無責任なものである。しかも、それを糊塗するために、政府は、虚偽の説明や「言葉の言い換え」でごまかしてきた。

このような立場に置かれた自衛隊員の法的地位は、国際法上の「兵士の権利」が保障されることなく、極めて危険な「戦闘状態」に置かれていたものである。

2016年7月の首都ジュバの戦闘はその象徴であり、自衛隊員が全員無事であり、国連地位協定と憲法9条・派遣5原則との矛盾が顕在化しなかったことは、奇跡というほかない。

以上